

静岡県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金使用者も、労働者も

地域別最低賃金 <効力発生日：令和4年10月5日>	
静岡県最低賃金	時間額 944 円 (改定前913円)

静岡県特定最低賃金 <効力発生日：令和4年12月21日>	
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	時間額 979 円 (改定前954円)
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 995 円 (改定前970円)
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 964 円 (改定前939円)
上記特定最低賃金共通の適用除外労働者 (「静岡県最低賃金」が適用されます。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないため、「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者に対しては、令和4年12月20日までは「静岡県最低賃金」(時間額944円)が、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitetchingin.info/>



ウェブで最低賃金がチェックできます。



静岡労働局ホームページ(最低賃金関係)

(各特定最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

厚生労働省
静岡労働局

厚生労働省では、事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策をご用意しております。

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440(申請先:静岡労働局雇用環境・均等室)